

令和5年度 地方公共団体における男女の給与の差異

特定事業主名：川北町

1. 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.6%
任期の定めのない常勤職員以外	86.9%
全ての職員	80.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長相当職	94.3%
本庁課長補佐相当職	103.1%
本庁係長相当職	108.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	85.7%
26～30年	87.3%
21～25年	85.9%
16～20年	81.8%
11～15年	83.9%
6～10年	82.4%
1～5年	96.5%

【説明欄】

・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は69.2%となっている。

・育児休業や部分休業を取得した職員については、主に勤続年数が15年未満の女性職員となっており、令和5年度は男性職員にも育児休業取得者がみられた。